

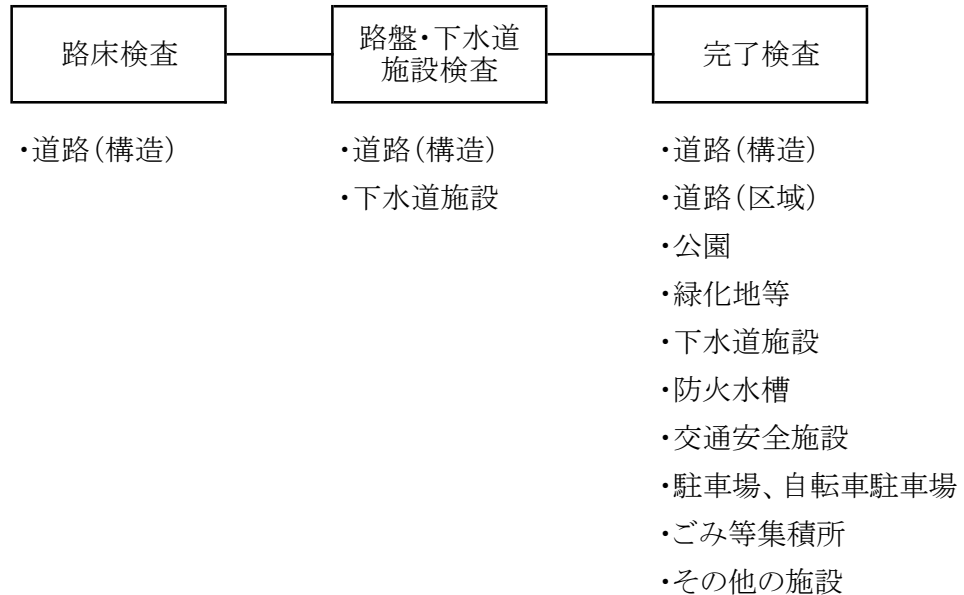
検査について

目 次

第1	検査の種類等	244
1	検査の種類及び対象施設	244
2	検査の時期	244
第2	検査の手続等	245
1	検査前の手続	245
2	検査当日の留意点	245
第3	検査の実施要領	245
1	道路検査	245
2	公園検査	246
3	緑化地等検査	246
4	下水道施設検査	246
5	防火水槽検査	247
6	駐車場・自転車駐車場検査	247
7	ごみ等集積所検査	247
8	交通安全施設検査	248
9	その他の施設検査	248

第1 検査の種類等

1 検査の種類及び対象施設



※ 市に譲渡されない道路については、一部検査を省略する場合があります。

※ 要綱 第5条(事務手続及び検査) (19ページ参照)

細則 第9条(完了届兼完了検査依頼書の提出) (44ページ参照)

第19条(路床検査) (47ページ参照)

第20条(路盤及び下水道施設等検査) (47ページ参照)

第21条(完了検査) (47ページ参照)

2 検査の時期

(1) 路床検査

下水道施設の工事が完了し街きよが形成され、路床の転圧をした時点で行います。

(2) 路盤・下水道施設検査

路盤検査は、砕石を入れ、転圧をした時点で行います。

下水道施設検査は、表層の整備を行う前で、下水道施設が完成した時点で行います。

・路盤及び下水道施設検査は、同時に行います。

(3) 完了検査

完了検査は、全ての検査対象施設が完成した時点で、同時に行います。

防火水槽検査は、設置後水を張り、3週間の水位を測定後に行います。

※ 要綱 第5条(事務手続及び検査) (19ページ参照)

細則 第9条(完了届兼検査依頼書の提出) (44ページ参照)

第19条(路床検査) (47ページ参照)

第20条(路盤及び下水道施設等検査) (47ページ参照)

第21条(完了検査) (47ページ参照)

第2 検査の手続等

1 検査前の手続

- (1) 検査依頼書は、検査希望日の前週の最終日までに、開発指導担当課へ提出をしてください。
- (2) 路床検査には、図書の提出はありませんので、検査希望日を開発指導担当課へ連絡してください。
- (3) 路盤・下水道施設検査及び完了検査は、原則として、毎週木曜日の午後に行いますので、ご協力をお願いします。
- (4) 道路占用許可や周囲の交通事情等により、検査の実施に制約がある場合は、開発指導担当課へ相談をしてください。

2 検査当日の留意点

- (1) 検査当日には、事業者又は代理人及び検査対象の工事担当者の立会いをお願いします。
- (2) 検査に必要な器具の用意をお願いします。
検査対象施設の検査実施要領を参照してください。
- (3) 天候によっては、検査を延期する場合があります。
- (4) 検査開始予定時刻は、他の検査の状況により前後することがあります。

※ 要綱 第5条(事務手続及び検査) (19ページ参照)

細則 第9条(完了届兼完了検査依頼書の提出) (44ページ参照)

第19条(路床検査) (47ページ参照)

第20条(路盤及び下水道施設等検査) (47ページ参照)

第21条(完了検査) (47ページ参照)

別表(添付図書) (83ページ参照)

提出図書等について (228ページ参照)

第3 検査の実施要領

1 道路検査

- (1) 路床検査
街きよの勾配、水の流れ及びコンクリート部分の厚さを確認します。

路床の転圧状況を確認します。

道路用雨水浸透施設を設置する場合は施設の構造を確認します。

- ・水系、スケール、スコップ、レベル及び酸欠測定器等の器具を用意してください。
- ・全ての街きよの水の流れが確認できる量の水を用意してください。

(2) 路盤・下水道施設検査

路盤の厚さ、勾配及び転圧状況を確認します。

道路計画平面図と現況舗装の状況により表層の影響範囲を指示します。

- ・水系、スケール、スコップ、レベル等の器具を用意してください。

(3) 完了検査

ア 道路(構造)

表層の状況を確認します。

- ・表層の勾配、水の流れを検査しますので、バケツ数杯の水を用意してください。

イ 道路(区域)

譲渡する道路区域の周囲長、幅員及び基準点からの距離等を確認します。

- ・測量器具の手配及び測量担当者の立会いをお願いします。
- ・基準点及び拡幅前の市石を復元してください。

2 公園検査

公園の区域(周囲長)及び遊具、施設、植栽の状況等を検査します。

照明施設の点灯検査をします。

- ・測量器具の手配及び測量担当者の立会いをお願いします。
- ・人孔、ます等の蓋を開ける器具の用意をしてください。

3 緑化地等検査

植栽の樹種、樹高及び数量を確認します。

4 下水道施設検査

※事業内容により、検査方法が異なりますので注意してください。

(1) 開発行為・道路位置指定

ア 路盤・下水道施設検査

道路内の下水道施設を確認します。

- ・人孔、ます等の蓋を開ける器具を用意してください。
- ・検査前に、必ず管内清掃をしてください。

イ 完了検査

道路内の下水道施設を検査します。

- ・人孔、ます等の蓋を開ける器具の用意をお願いします。
- ・検査前に、必ず管内清掃をしてください。

(2) 建築事業

ア 路盤・下水道施設検査

敷地外構部又は道路内に新設及び移設した下水道施設及び雨水流出抑制施設を確認します。

- ・人孔、ます等の蓋を開ける器具を用意してください。
- ・検査前に、必ず管内清掃をしてください。

イ 完了検査

敷地外構部又は道路内に新設及び移設した下水道施設及び雨水流出抑制施設を確認します。

- ・人孔、ます等の蓋を開ける器具を用意してください。
- ・検査前に、必ず管内清掃をしてください。
- ・事業内容及び路盤・下水道施設検査の結果により、完了検査を省略することがあります。

5 防火水槽検査

構造、蓋及び消防水利標識等を確認します。

立川消防署水利担当者による確認を行います。(水利指定承諾等)

- ・蓋を開ける器具の用意をしてください。
- ・検査時に検査担当者に水位測定表を提出してください。

6 駐車場・自転車駐車場検査

駐車場・自転車駐車場の位置、寸法及び台数を確認します。

7 ごみ等集積所検査

施設、有効面積及び周囲長について確認します。

- ・集合住宅の場合は、ビン・缶の専用容器を準備し設置してください。

8 交通安全施設検査

施設及び位置について確認します。

街路灯については点灯確認をします。

・街路灯については東京電力への申込書の写しを検査時に検査担当者へ提出してください。

9 その他の施設検査

その他の施設については、開発指導担当課が事前に指示しますので、準備をお願いします。

